

参考資料 1

「窒素含有量(海域)、亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案」 に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 概要

令和3年5月に取りまとめた「窒素含有量(海域)、亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案」について、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：令和3年6月4日（金）～令和3年7月5日（月）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）
- ・意見提出方法：電子メール、郵送のいずれか

2. 意見提出数

1通（意見の件数1件）

（内訳）

個人 1通（意見の件数1件）

3. 寄せられた御意見

別紙のとおり

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>基本、基準値が厳しくなっているので、いいと思うが、「天然ガス鉱業に係る窒素含有量（海域）の暫定排水基準」は同じ数字となっている。</p> <p>これは、本来、基準適用期限を迎えるところ（つまり基準が適用されなくなるが）、あえて同じ基準を維持するという意味で入れていると理解したがどうか。</p>	<p>御指摘のとおり、天然ガス鉱業に係る窒素含有量（海域）の暫定排水基準の適用期限は令和3年9月末までとなっているところ、現行の基準値の適用期限を2年間延長することが適当と考えています。</p>